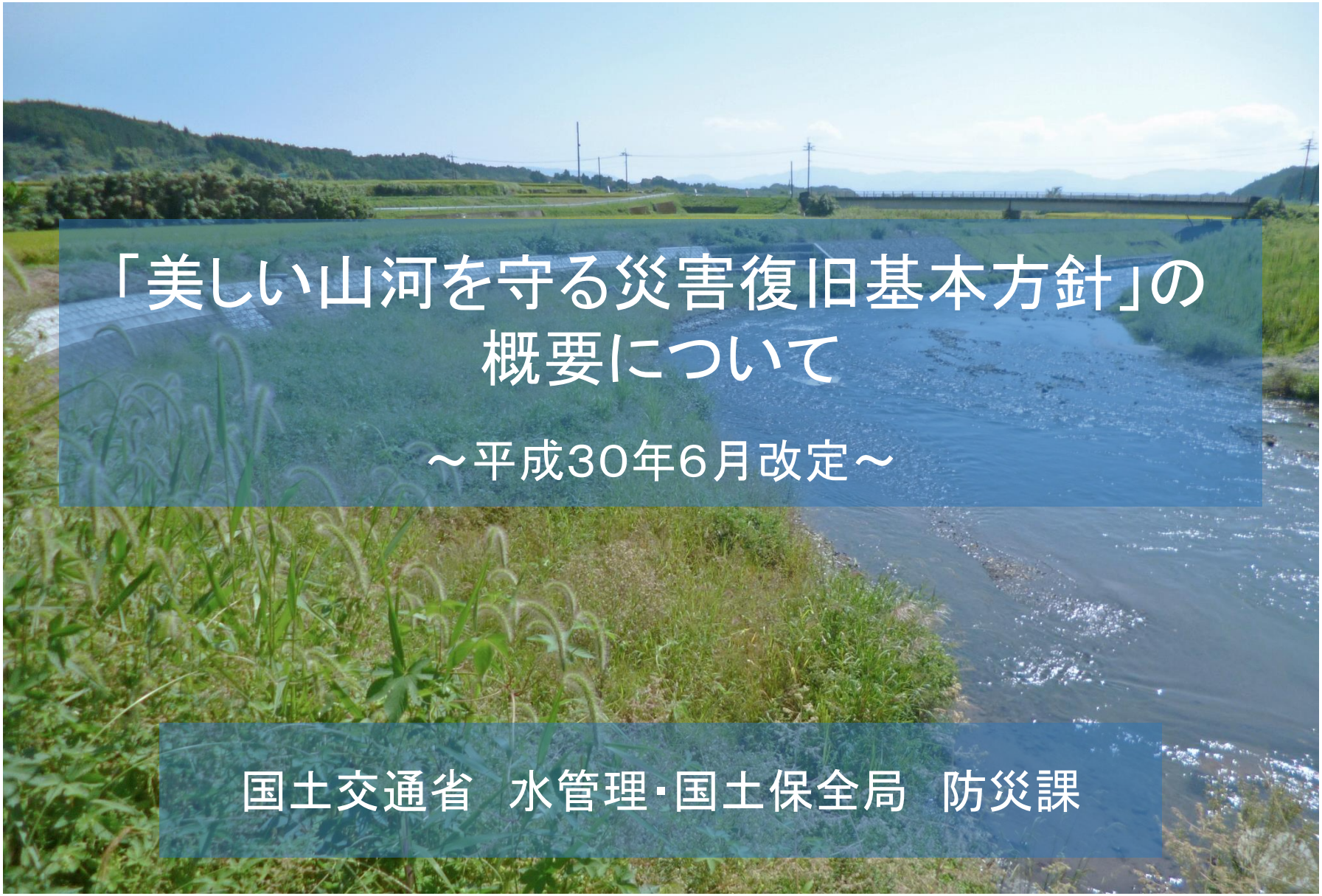

「美しい山河を守る災害復旧基本方針」の概要について

～平成30年6月改定～

国土交通省　水管理・国土保全局　防災課

『美しい山河を守る災害復旧基本方針』の経緯

H9　河川法改正

H10.6　美しい山河を守る災害復旧基本方針（以降：美山河）

★　河川法改正に合わせて河川内で行われるすべての災害復旧事業において、自然環境の保全に配慮した復旧を実施する。

H18.6　美山河 改定

★　「提言『多自然川づくりへの展開』について」の方向性を踏まえての再編、及び運用された「多自然川づくりｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ制度」等を活用することとし、改良復旧編と追跡調査編を除き再編。

H26.3(平成26年版)　美山河 改定

H18.10　多自然川づくりの基本指針
H20.　3　中小河川に関する河道計画の技術基準
H22　.8　中小河川に関する河道計画の技術基準 改定
H23.10　多自然川づくりポイントブックⅢ

H30.6(平成30年版)　美山河 改定

平成30年の『美しい山河を守る災害復旧基本方針』改定について

平成30年には、『改良復旧への対応』『現場技術者の労力軽減』『河川環境保全等の技術の展開』といった各契機をもとに「美山河」を改定した。

	契機	改定のポイント
1．改良復旧への対応	各地で河川の氾濫による大規模災害が発生し、再度災害を防止するため、川幅を拡げるなどの**一連区間における改良復旧等が実施**されており、美山河において改良復旧の明確化が必要。	**河道計画の考え方**を取り入れた内容に改定 ①法線、②流速、③スライドダウン、④片岸拡幅 ⑤みお筋、⑥河床幅
		多自然川づくりアドバイザー制度の活用を明記
2．現場技術者の労力軽減	大規模災害発生後において、事務作業が膨大になることに対して、地方自治体では大幅な作業削減による**効率的な査定設計書等の作成**が望まれている。	重複内容を省略した**A表の簡素化**
		事前における**資料の収集・準備**の重要性等を解説
＜その他＞ 河川環境保全等の技術の展開	**治水と環境と原風景に着目した具体的な実践展開**が求められている。	本編に都道府県で実施した災害復旧の**代表的な事例を追加**

「美しい山河を守る災害復旧基本方針」（美山河）の位置付けと災害復旧の基本的な考え方

＜「美山河」の位置付け＞

・**災害復旧事業及び改良復旧事業を実施する場合には「美山河」に基づくことを原則**とする。

・「美山河」は災害復旧における標準的な復旧方法を示したものである。

＜災害復旧の基本的な考え方＞

・災害復旧においては必要な資料を準備し、現地調査を十分に行った上で被災原因を分析し、適切な復旧を行う。

・**災害復旧は「多自然川づくり」の考え方に基づく復旧とし、災害に対する備えだけでなく、従前から有している河川環境の保全を図る**。

「多自然川づくり」とは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいう。

主な「災害復旧の基本的な考え方」

みお筋部、河岸・水際部、河畔域において保全すべき代表的環境要素を以下に示す。

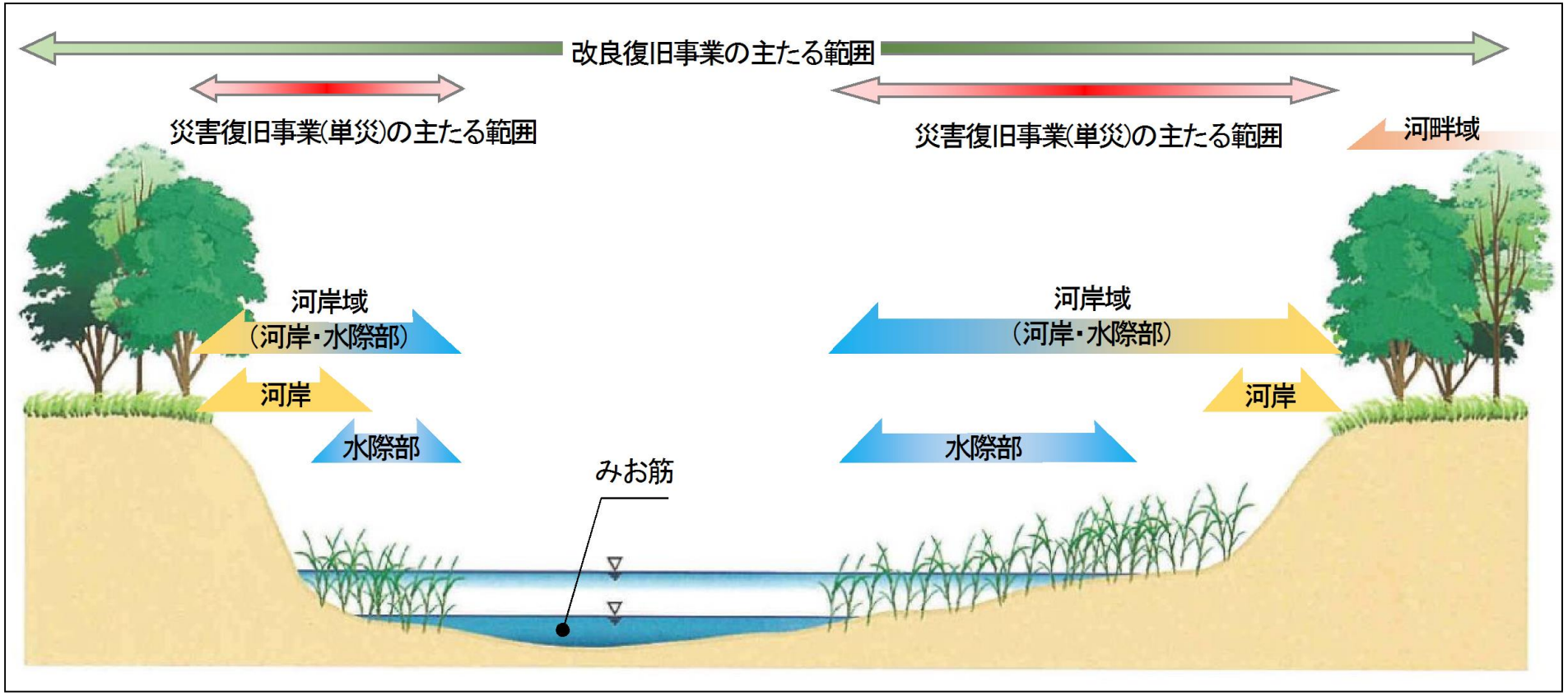

河岸と水際部の主たる範囲

※ これらの要素は災害復旧において改変しないことを原則とする。

主な「災害復旧の基本的な考え方」

保全すべき環境要素がある場合には、できる限りこれを改変しない。

表１：横断方向の領域別に見た出現する環境要素の例

横断方向の領域	出現する環境要素の例	対象となる事業		備考
		災害復旧事業(単災)	改良復旧事業等	
みお筋部	瀬淵構造			河道の法線、川幅の設定によって形成の有無・程度が決まる。
河岸・水際部	水際部の植物帯			河床幅が広い場合には自然に形成される場合が多い。
	水際部の空隙			寄石等の措置が必要な場合が多い。
	湾曲部外岸側に形成される淵			災害復旧事業においては保全が原則。基礎工の深さ、根固工の設置高さを工夫する。
	河岸・法尻における湧水・浸透水			災害復旧事業において保全が原則だが、定まった工法がない。
	河畔樹木			災害復旧においては保全が原則。樹木を保全する工法を選択する。
河畔域	河畔樹木もしくは樹木群、並木等			河道の法線、川幅の設定、拡幅の仕方によって保全の可否が決まる。
	崖地、山付き部、斜面林			河道の法線、川幅の設定、拡幅の仕方によって保全の可否が決まる。

主な「災害復旧の基本的な考え方」

災害復旧事業と改良復旧事業の判別フロー

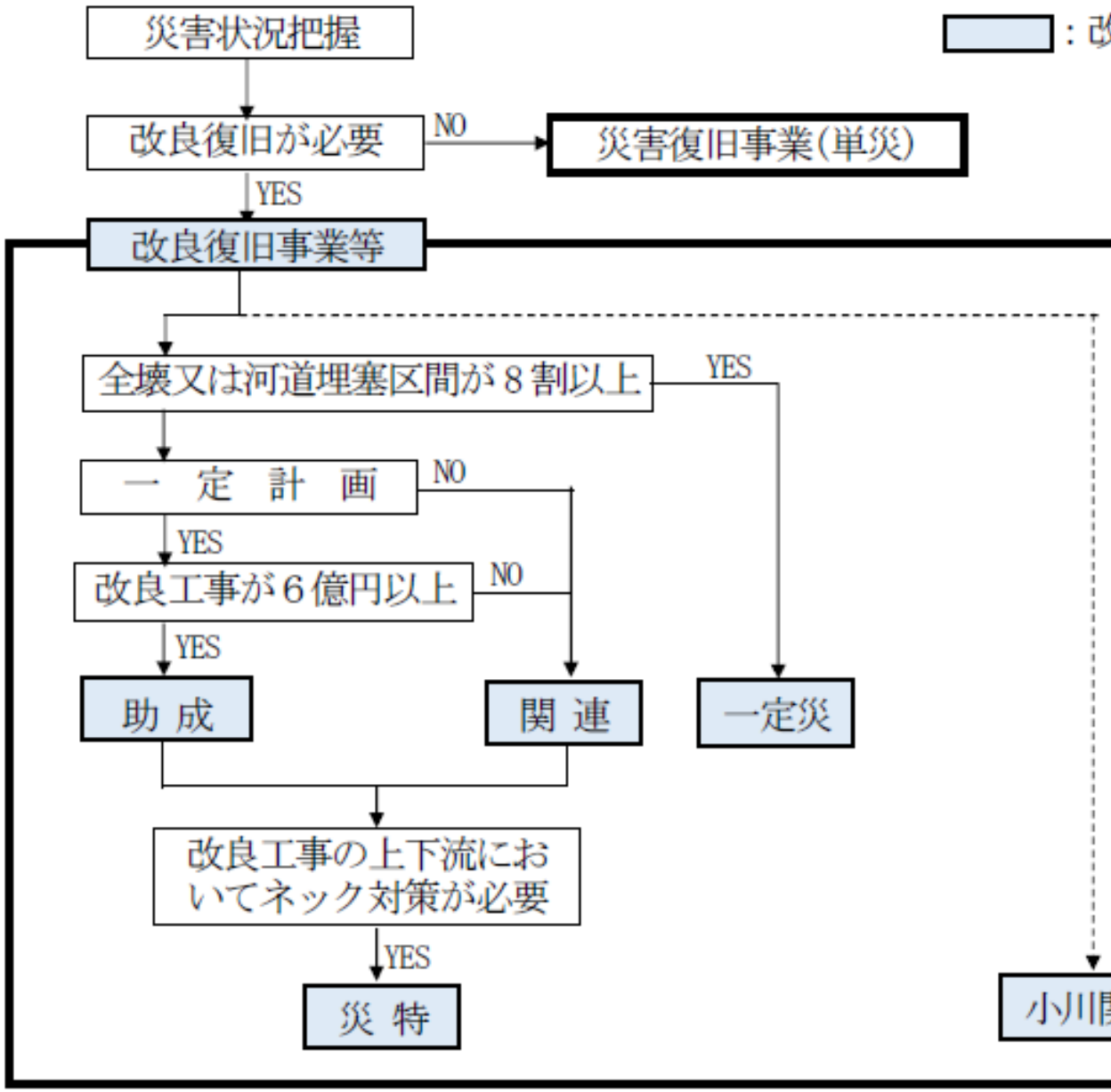

災害が発生した場合には、被災状況や被災原因を把握し、被災の程度や被災区間の上下流を含めて河川の流下能力などに基づいて適切な復旧方法を検討し、災害復旧事業（単災）か改良復旧事業等かを判別する。

災害復旧事業の基本的な考え方

河道特性を踏まえ、被災原因や被災のメカニズムを究明し、経済性も考慮した必要最小限の復旧工法とする。

復旧工法は河川の特性によって異なる点に留意する。被災箇所の河床勾配、湾曲部の外岸側、内岸側といった平面上の位置、有堤河川・掘込河川、複断面・単断面、背後地の土地利用（市街地、農耕地ほか）を十分勘案して復旧工法を選定する。

例えば、有堤河川と掘込河川では被災した場合の被害の大きさや影響範囲が異なり、また、単断面と複断面では護岸が被災した際の破堤に対するリスクが異なってくる。このため、被災箇所の特性や背後地の重要度に応じて、それぞれ適切な強度（必要最小限）を有する工法で復旧することが望ましい。

また、水衝部と水裏部のように河岸に作用する力が明確に異なる場合においては、一律の構造を選定するのではなく、それぞれ適切な強度を有する構造の護岸を配置する。

災害復旧の検討の流れ

災害復旧事業では、災害箇所およびその上下流区間の河川・環境特性を把握し、被災原因を分析するために、机上調査・現地調査を行い、A表、B表を作成し、C表に基づき復旧工法の検討を行う。

平成30年美山河 P43 参照

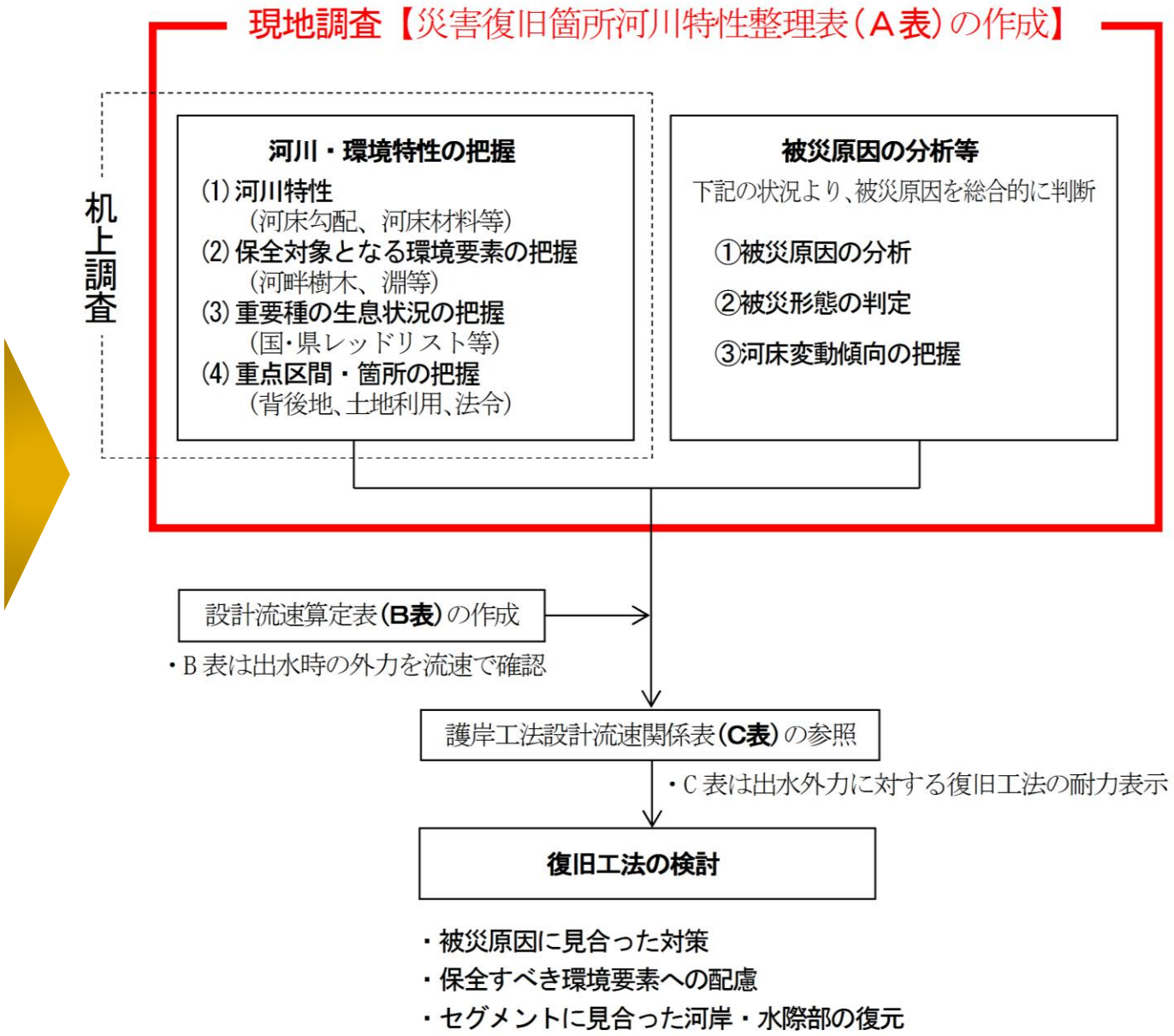

平成30年美山河 2.5 護岸工法 参照

① 河岸・水際部　河岸・水際部への配慮を徹底する

- 寄せ土や捨て石など現地で調達できる河岸・河床材料を有効活用することにより、水際部の植生の基盤となる土砂堆積を確保するとともに水際部に変化を与えることができる。
- 水際部の根固めについて、天端高は水位変動を把握した上でできるだけ露出しない高さに設定するものとし、根固めの上部には捨て石を施すなど、露出した場合でも周辺の景観になじむような工夫を検討するものとする。

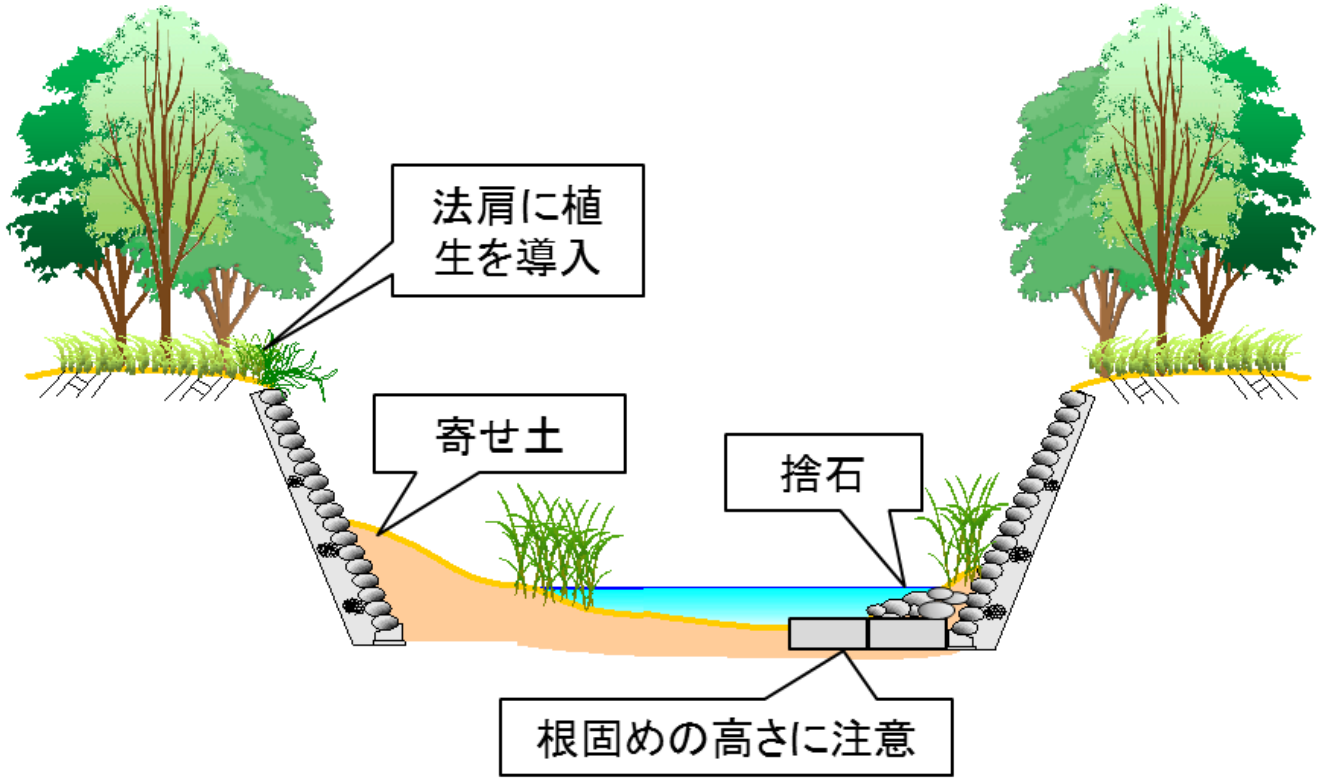

◆新潟県　折居川（おりいがわ）　(災害復旧事業)

本復旧では、根固を完全に隠すような寄石を実施することで、護岸の見え面積も小さくなった。さらに、水衝部側であることから、寄石の空隙が維持されやすく、水生生物の良好な生息場となることが期待される。

護岸の張上げ高も小さいことから周辺に良くなじむ復旧となっている。

平成30年美山河 2.5 護岸工法 参照

②環境要素の保全	河畔樹木や淵等の重要な環境要素がある場合には、保全を原則とする

- 標準的な河岸・水際部の復旧方法でなく、特別な配慮を行うべき環境要素（河畔樹木、湧水・浸透水、淵）については、原則保全する。

◆高知県　新荘川（しんじょうがわ）　(災害復旧事業)

河岸に残る樹木や淵を良く捉え、可能な範囲で現地に環境要素を残す工夫を行っている。

護岸の基礎には自然石を用いた根固めを行い、魚類の生息場としての機能が良く守られている。

平成30年美山河 2.5 護岸工法 参照

③ 景観配慮 | コンクリート系の護岸を用いる際の景観への配慮

- 災害復旧工事での使用頻度が高いコンクリート系の護岸工法については景観に配慮する。
- 護岸の素材が周辺と調和した明度、彩度、テクスチャーを有していること。
- 護岸のり肩、護岸の水際線等の境界の処理は、目立たず周囲と調和していること。

・法面を分節する。

・水際、天端・法肩のラインを不明瞭にする

・法面の明度・彩度を抑える

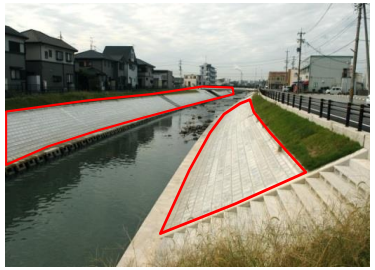

・テクスチャーを持たせる

・忌避される景観パターンを避ける

・素材の大きさ

ブロック護岸の景観配慮の手法

③ 景観配慮 | コンクリート系の護岸を用いる際の景観への配慮

コンクリート系護岸における景観配慮

・テクスチャー
素材の表面のテクスチャーが問題となるため、１つの素材を評価の範囲とする。

・パターン
パターンが幾つか含まれ、法面全体の景観が評価できる範囲を対象とする。

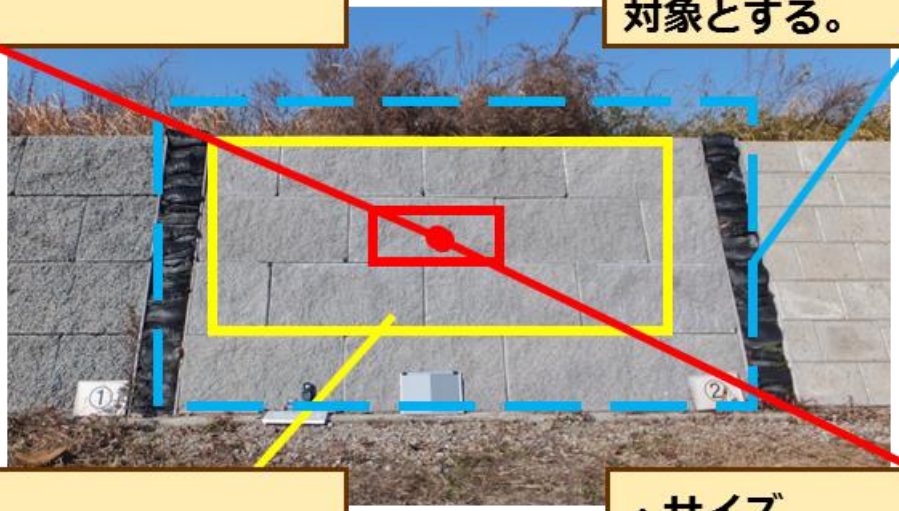

・明度
パターンの繰り返しを１つ以上含む面積（対象とするブロックを囲む周りのブロック以上の面積）を対象とする。

・サイズ
景観上の境界によって区切られる一つのユニット（構造によって区切られるユニットではない）を評価対象とする。

③ 景観配慮　コンクリート系の護岸の明度

コンクリート系護岸の留意事項（明度）：明度は６以下を目安

護岸の明度が大きいと周辺環境から浮き上がる

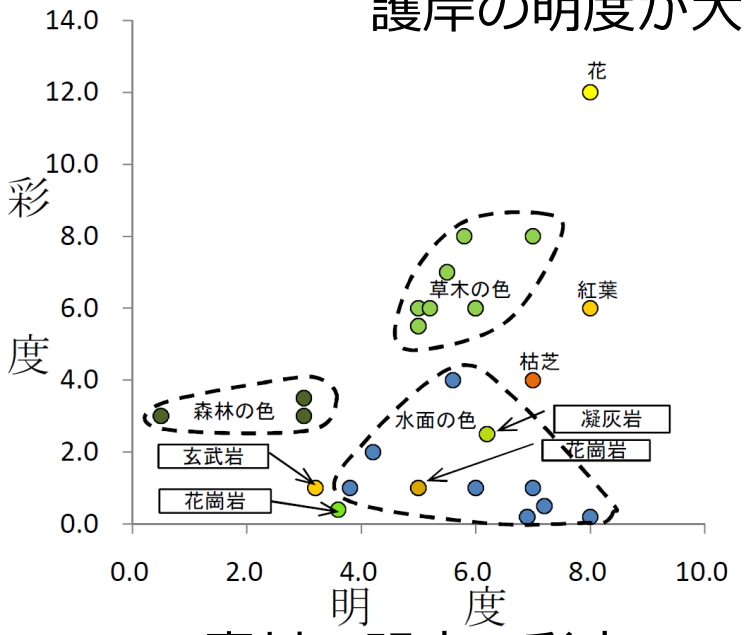

素材の明度・彩度

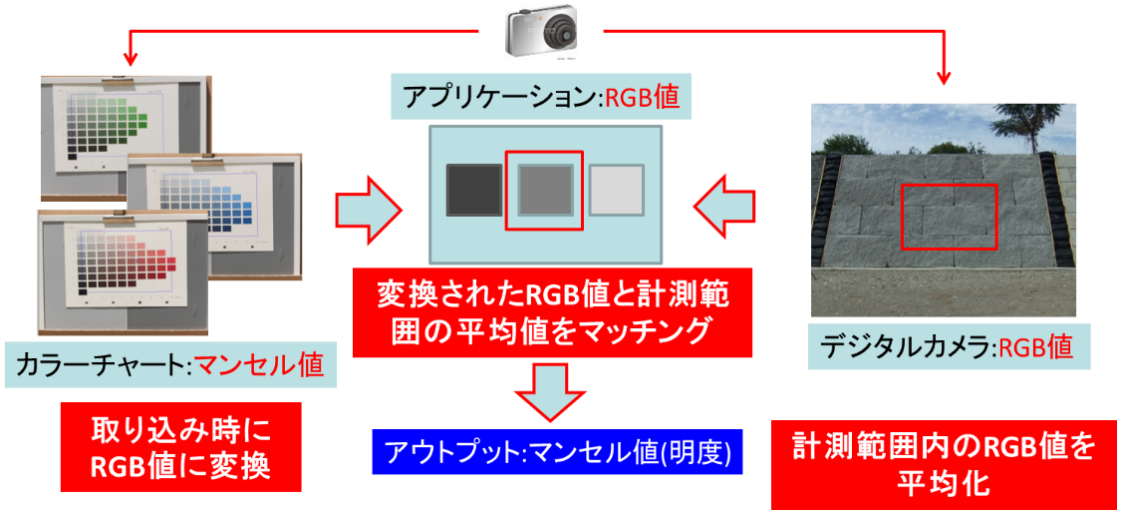

明度の計測方法

③ 景観配慮　コンクリート系の護岸のテクスチャー

コンクリート系護岸の留意事項（テクスチャー）：輝度の標準偏差は11以上を目安

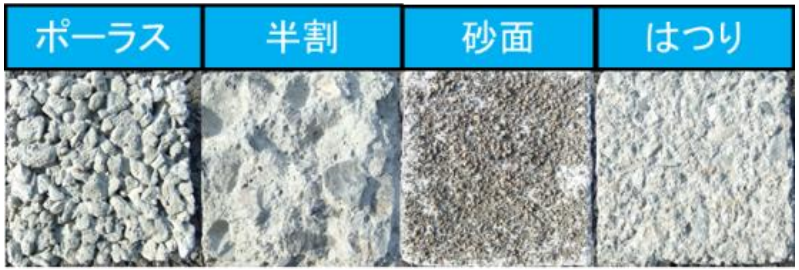

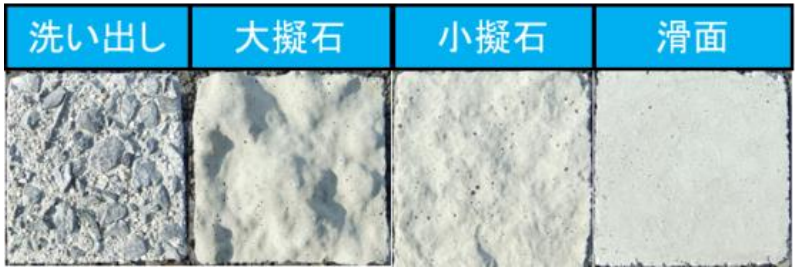

自然共生研究センターでの景観実験

周辺環境への調和について景観実験護岸を設置しアンケート調査を実施したところ「調和しない」の理由に「人工的」「明るい」の次に「平ら」が挙げられており、表面の起伏が景観上重要な要素

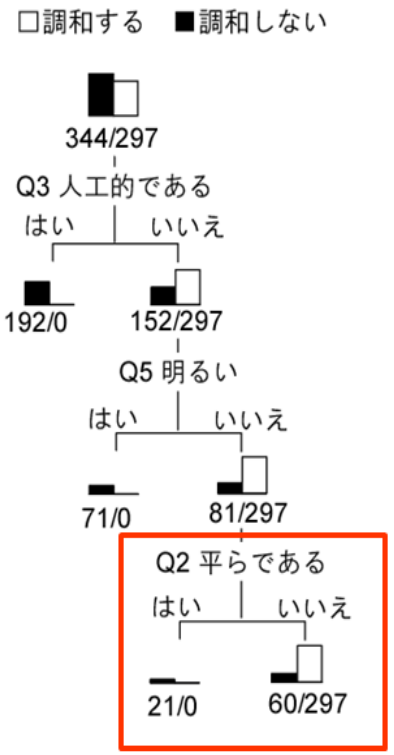

評価結果

③ 景観配慮　コンクリート系の護岸のパターン

護岸に使われるブロックの形やサイズ、積み方、目地などによる景観パターンが、周辺の景観やその場の特性と調和していること。

パターンに関する景観実験

A-1 間知積み

A-2間知石積み風

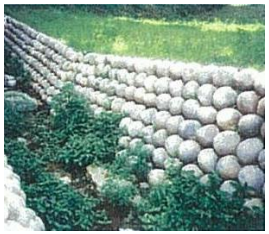
A'-3 玉石積み風

B-1 野面石積み風

B-2 縦横の目地と模様の両方が煩い　グループ

B-3 縦横の目地が目立ち、表面の模様があまり見えないグループ

B-4 階段状で横の線が目立つグループ

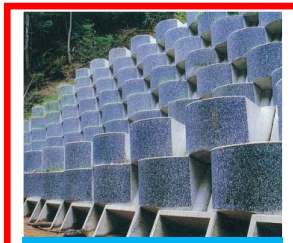
C-1 千鳥模様で飛び出して見える　グループ

C-2 千鳥模様で穴が開いているように見えるグループ

C-3 穴が目立つ　グループ

植生護岸タイプの評価が低い

野面石積み風
目地が目立つ
B-1, B-2, B-3

谷積み
玉石積み風
A-2, A'-3

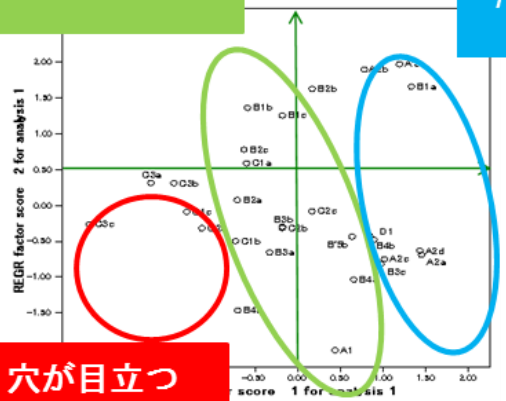

穴が目立つ
C-1, C-2, C-3

好まれない　好まれる

③ 景観配慮　コンクリート系の護岸の素材の大きさ

護岸が露出する場合、周囲の景観と調和する護岸の素材の大きさとする。

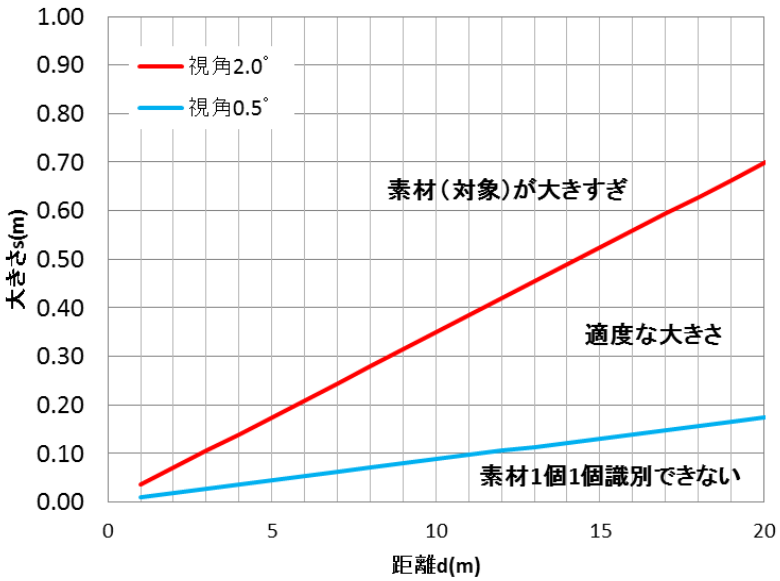

一般に、視角が2度以上になると、素材の見かけの大きさが大きすぎると感じ、0.15度になると素材そのものを認識できなくなる。

したがって、例えば、対岸から見た場合に、目地で区切られた素材が視角2度以上の大きさになると、大き過ぎると感じ、逆に、視角0.15度以下になると個々の素材が認識できなくなり、護岸の法面がのっぺりとした1枚の帯となり、法面の存在感が増す。

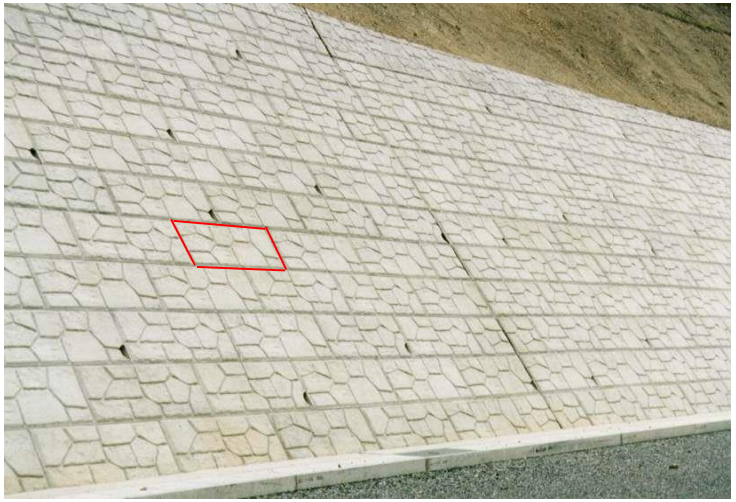

◆青森県　古佐井川（こざいがわ）（災害復旧事業）

コンクリート系の工法を採用しているが、法枠工法の中張りをうまく使って、法面に植生を回復するとともに、法肩部も植生が繁茂できるような工夫をすることでより自然な良好な河岸が創出されている。

上流側の階段護岸は、被災前から整備されていたもので、機能回復として同一工法で復旧が採択されている。

平成30年美山河 P11,18,166 参照

④ 重要種への配慮	重要種が生息する可能性が高い箇所への配慮

- 国の絶滅危惧種や天然記念物などの重要種が生息する可能性が高い箇所については、専門家等の助言を受けて適切な配慮を行う。
- 既存の重要種の生息に関する位置情報などを活用して、日頃から重要種の生息・生育・繁殖場に関する情報を収集し、生息可能性を判断する。

カテゴリー		重要種の例	摘要欄
国・県・市町村の天然記念物	地域を定めないもの	オオサンショウウオ、イタセンパラ、ネコギギ、ミヤコタナゴ、タンチョウ、コウノトリ　等	政令等で指定 生息地は明示されていない
	地域を定めるもの	ゲンジボタル、カワシンジュガイ、チスジノリ、ツル類、地域の銘木　等	範囲が指定されている
種の保存法で指定する国内希少野生動植物　等		オオセッカ、スイゲンゼニタナゴ、シャープゲンゴロウモドキ　等	政令で指定、多くは天然記念物と重複
国の絶滅危惧種等		ニッポンバラタナゴ、ニホンウナギ、メダカ、イシガメ　等	天然記念物、国内希少野生動植物以外は法規制の対象外
水産上の保全対象種等		アユ、サクラマス、カジカ　等	地元の要望等による

◆青森県　平川（ひらかわ）（災害復旧事業）

被災前の法面は土羽護岸であり、被災時、法上段は侵食を受けていないため、柔らかい粗朶法枠工を採用し、法下段は設計流速対応から木製ブロックによる複合型護岸で復旧している。

こうした配慮から、法面の植生の早期回復を図り、周辺ののどかな田園的景観との調和が図られたものとなっている。

なお、木系を採用する箇所は、復旧直後はこの木系の力で護岸の構造体を維持し、**木が腐朽するまでに、植物の根の緊縛力で背後地盤に根を下ろし、その力で河岸を防御する**ような、時間の概念を入れた復旧が必要である。そのため、木系工法を復旧工法に採用する場合は、**早期に河岸に植生が回復出来るような措置を行うことが不可欠**である。

◆三重県　柏尾川（かしおがわ）（災害復旧事業）

柏尾川は特別天然記念物のオオサンショウウオの生息水系となっている。そのため、護岸の一部にオオサンショウウオの好む空隙を確保するため、魚巣ブロックの活用及び大石の配置などを行って、夜行性のオオサンショウウオが日中隠れる空間を確保している。水際に植生が回復すれば、より自然な環境が形成されると考えられる。

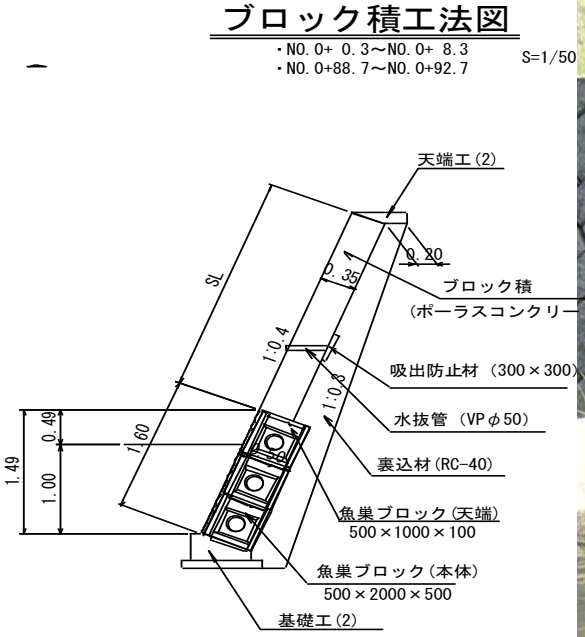

上記の他、法上段は、緑を確保して護岸イメージを柔らかくし、法下段は、空隙による魚巣機能を確保している。また、魚巣前面以外の上下流には寄石を配置し、近傍流速低減による植生基盤となる細粒分を補足して植生の回復を目途とした整備となっている。

平成30年美山河 P11 参照

⑤ 環境への配慮　環境上重要な区間や箇所への配慮

- 国立公園などの自然公園の区域や、景勝地、歴史保全地区等の環境上重要な区間や箇所においては、それらの景観構成に配慮した復旧を行う。

景勝地とされる地区

愛知県巴川（矢作川水系）
　香嵐渓とよばれ、紅葉などが有名なエリア。河畔の樹木との橋、護岸、建物などの景観修景に配慮している。

歴史的な景観地区

京都府鴨川（淀川水系）
　鴨川は昭和10年の大水害を契機に改修が行われた。改修にあたり京都を国際的観光都市と位置づけ、自然石を使用し、護岸の方を丸める等京都の景観との調和に配慮した。

◆長崎県　久田川（くたがわ）（災害復旧事業）

久田川は離島の対馬を流れる二級河川で、災害箇所はこの河口部にあたる。島外地区の背後は、日本遺産に認定されている「対馬藩お船江跡（県指定有形文化財）」となっており、この地区独特の積石工法が見られる場所である。

災害復旧にあたっては、歴史的景観との統一感を図る目的で、同等の石材と積み方を再現し、周辺にマッチした河川護岸の復旧を行っている。

川づくりの工夫（災害復旧事業（単災））

川づくりの工夫（災害復旧事業（単災））

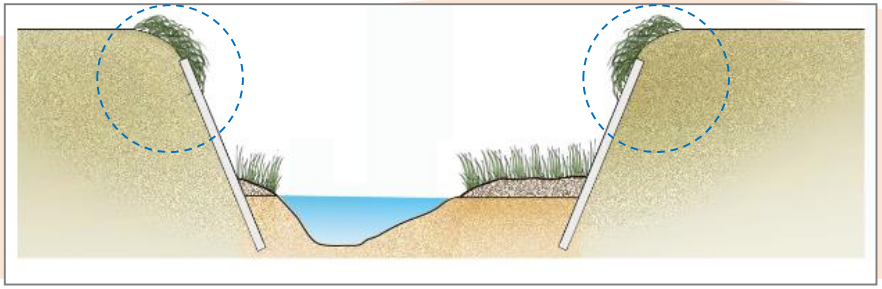

：河岸の対応
→護岸法肩を工夫（丸く）し植生の導入

法肩の対応
→ 護岸肩の線を柔らかく、加えて植生導入で護岸の見え面積を小さくし、より自然的河岸を形成

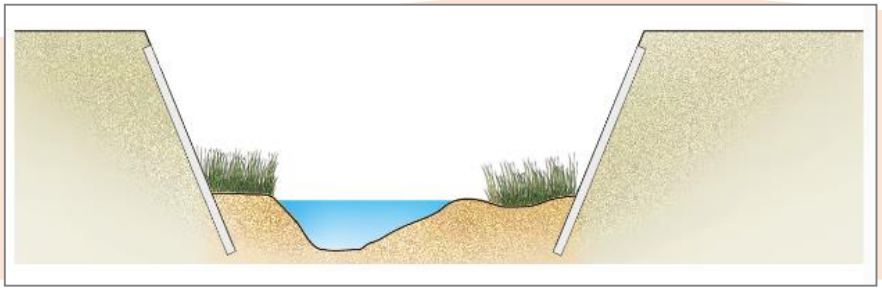

水際の対応
→ 水際の工夫にて、河の営みが活かされみお筋を形成

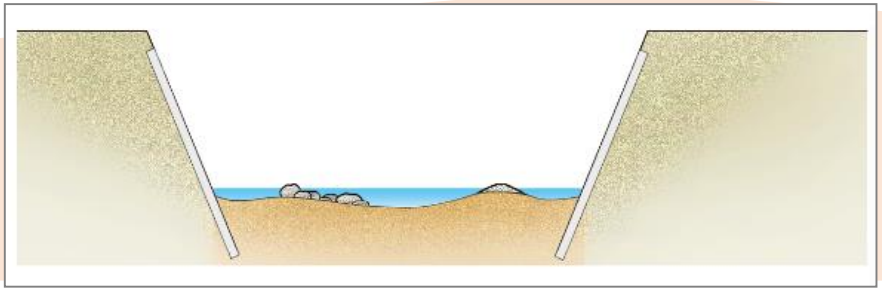

定規断面：河床に工夫がない
→ みお筋が形成されず平坦河床

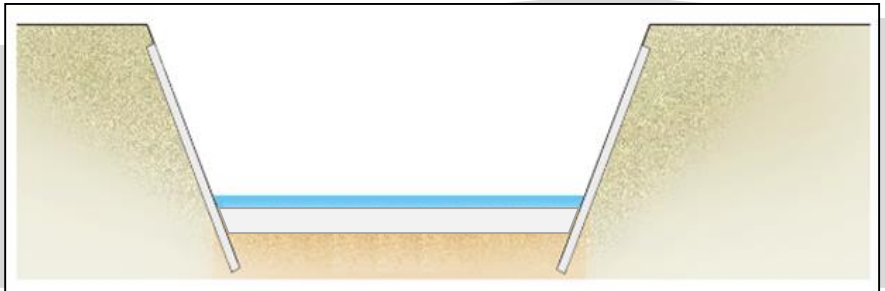

定規断面：河床が固められている
→ 川の営みが活かされていない

改良復旧事業の基本的な考え方

改良復旧事業における復旧区間の延長は災害復旧事業（単災）と比較して長い場合が多く、河川の改変の程度も大きい。

従って、治水・環境の両面から対象区間が流域全体でどのように位置付けされているかを意識することが大切である。

改良復旧事業は限られた事業期間のなかで完成させる必要があるが、その結果は何十年にもわたって残り、地域に影響を及ぼし続ける。

従って、洪水時に地域が安心できることはもちろん、日常の中で地域が川と心地よく触れ合えるような魅力ある川づくりを行うことも改良復旧事業の必須な視点である。

この際、河道は流水の作用、土砂移動、植物の繁茂等によって変化するものであることを踏まえ、長期的に川の機能が維持されることを考慮して河道計画を立案することが必要である。

また、超過洪水も念頭に置いた改良計画の検討を行う。

改良復旧の検討の流れ

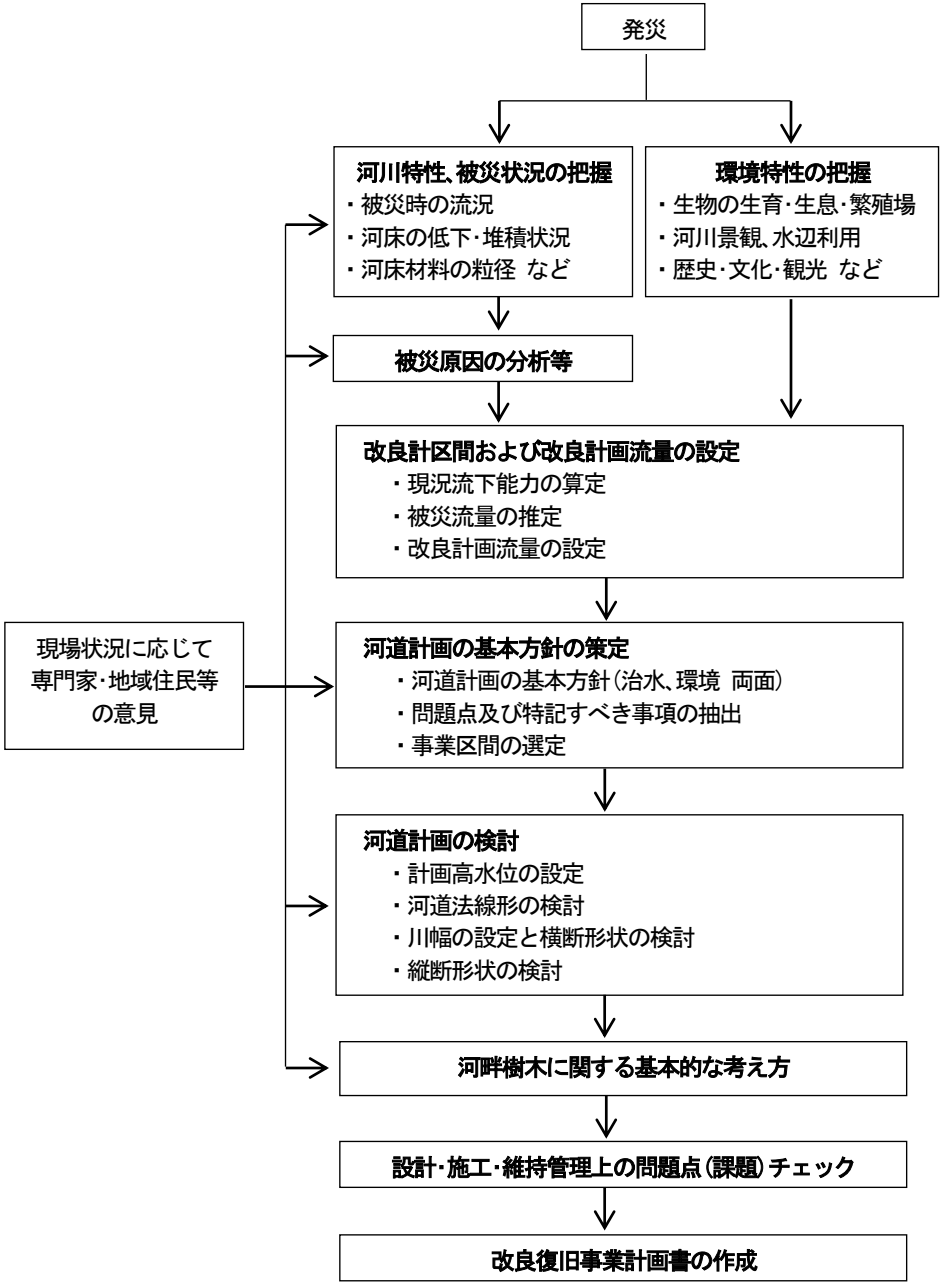
発災
河川特性、被災状況の把握
・被災時の流況
・河床の低下・堆積状況
・河床材料の粒径 など
環境特性の把握
・生物の生育・生息・繁殖場
・河川景観、水辺利用
・歴史・文化・観光 など
被災原因の分析等
改良計区間および改良計画流量の設定
・現況流下能力の算定
・被災流量の推定
・改良計画流量の設定
現場状況に応じて
専門家・地域住民等
の意見
河道計画の基本方針の策定
・河道計画の基本方針（治水、環境 両面）
・問題点及び特記すべき事項の抽出
・事業区間の選定
河道計画の検討
・計画高水位の設定
・河道法線形の検討
・川幅の設定と横断形状の検討
・縦断形状の検討
河畔樹木に関する基本的な考え方
設計・施工・維持管理上の問題点（課題）チェック
改良復旧事業計画書の作成

改良復旧における河道計画の考え方のポイント

河道計画は改良計画流量を安全に流下させるとともに、多自然川づくりの考え方を基本として策定する。

① 法線　　：法線は現況流路を基本とする

② 流速　　：流速の増加を避ける(拡幅を基本とする)

③ ｽﾗｲﾄﾞﾀﾞｳﾝ　　：掘削する場合はｽﾗｲﾄﾞﾀﾞｳﾝを基本とする

④ 片岸拡幅　　：片岸拡幅を基本とする

⑤ みお筋　　：拡幅する際には「みお筋」を意識する

⑥ 河床幅　　：河床幅を確保する

※「中小河川に関する河道計画の技術基準」が示すポイントを参考

平成30年美山河（2）河道法線形の検討 P187 参照

①法線	法線は現況流路を基本とする

- 良好な自然環境を形成している場合には、これを尊重し、現況流路を基本とした平面線形とする。
- 直線的な流路では、河床は平滑で、水深や流速の変化が乏しい。
- 現況流路の線形やみお筋が良好な自然環境を形成している場合には、現況流路の線形、とくに流路の蛇行を尊重し、計画に取り入れることが重要である。

直線で河道を復旧した事例（上）と
蛇行を活かして復旧した事例（下）

◆北海道　牧左内川（ぼくさないがわ）（小川関連事業）

石狩市・厚田地区の厚田公園内を流れる牧左内川はサケの遡上・産卵が見られる川として有名。

災害復旧にあたり、公園内を流れる区間については、従前の平面的な河道特性（蛇行・川幅等）を踏襲し、多様な河岸、曲線的な河道法線確保したほか、公園利用と一体的に活用出来る整備を実施。

平成30年美山河 (3) 川幅の設定と横断形状の検討 P189 参照

②流速	流速の増加を避ける(拡幅を基本とする)

流下能力の増大

- 河床を掘削する
- 粗度係数を小さくする

→ 流速の増加 →

- ・外力の増大
- ・河床低下
- ・河床低下による護岸被災
- ・洪水伝播速度の増大
- ・下流への負担増

川幅を拡幅する

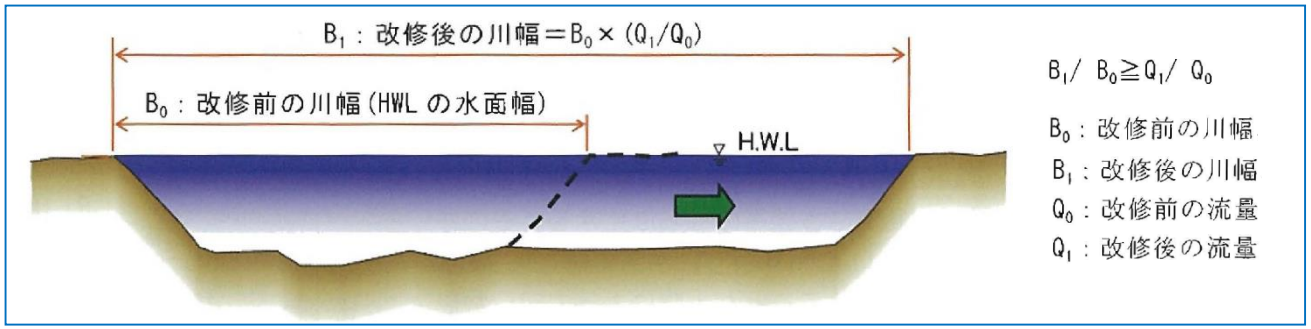

※「多自然川づくりポイントブックⅢ」などの技術基準を参照のこと

◆岩手県　土谷川（つちやがわ）

環境へのインパクトと工事を半減

植生や瀬・淵等の調査を行い、希少動植物の保全ゾーン、山付部河岸の保全区間、瀬・淵の保全区間、河畔林の保全区間などを設定。

川の大事な環境要素はおさえ、それを保全しつつ、流下能力を拡大する方法を考え出した。

当初の計画法線を左岸側にシフトし、河畔林を保全した区間

河岸・河畔林に手をつけず対岸を拡幅

平成30年美山河（3）川幅の設定と横断形状の検討 P194 参照

③ｽﾗｲﾄﾞﾀﾞｳﾝ　掘削する場合はｽﾗｲﾄﾞﾀﾞｳﾝを基本とする

横断的に河床を掘削する場合の留意点

- 河床を平坦にした台形の横断形状としない
- 現況の河床形状をスライドダウンさせた形状の計画
- 掘削により河床材料（または地質状況）を大きく変化させない
- 河床を構成すべき礫や巨石等を存置させて河床の状況が現況と大きく変化しないようにする

河床から突出するような巨石であっても、必要なものは存置させ、その前提で流下断面を検討する

現況河床を平行移動するように掘削する

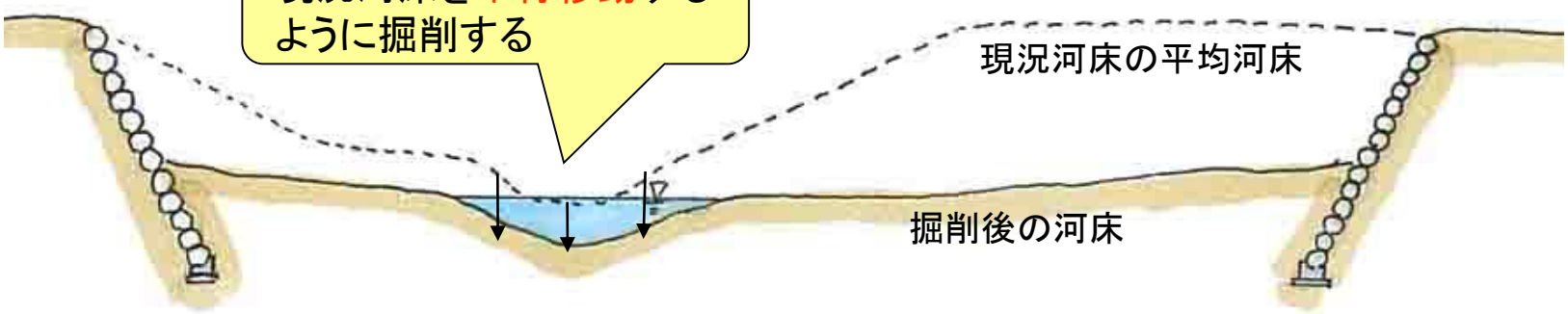

平成30年美山河（4）縦断形の検討 P200 参照

縦断形設定の際の留意点

掘削を行う場合には、現況の河床形態等を変更しないよう、平均河床高による縦断形はほぼ**平行移動**するように検討する

急流河川においては巨礫等の河床材料を残留させるなどの検討を行い、床止めの採用は極力避ける。その場合、河床変動に対する護岸の安定等に関して、類似河川の事例などを踏まえて検討する

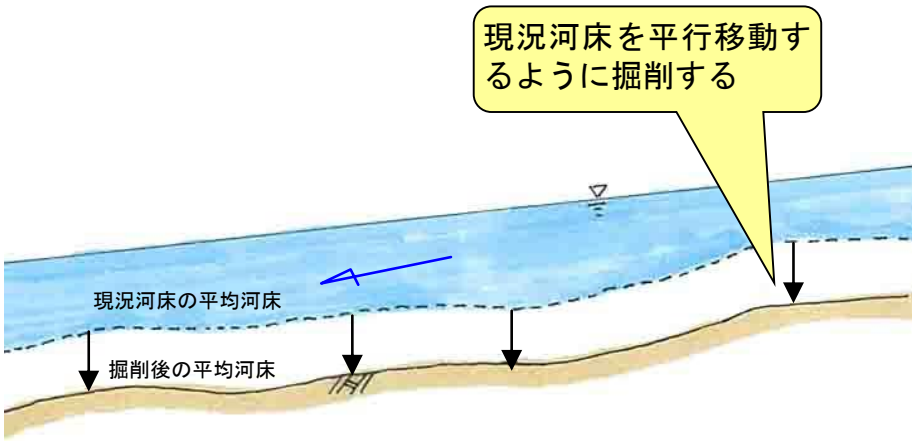

河床の掘り下げ方（縦断形）

巨礫を利用した床止め

平成30年美山河（3）川幅の設定と横断形状の検討 P194 参照

○河床掘削する場合は元の河床をトレースする

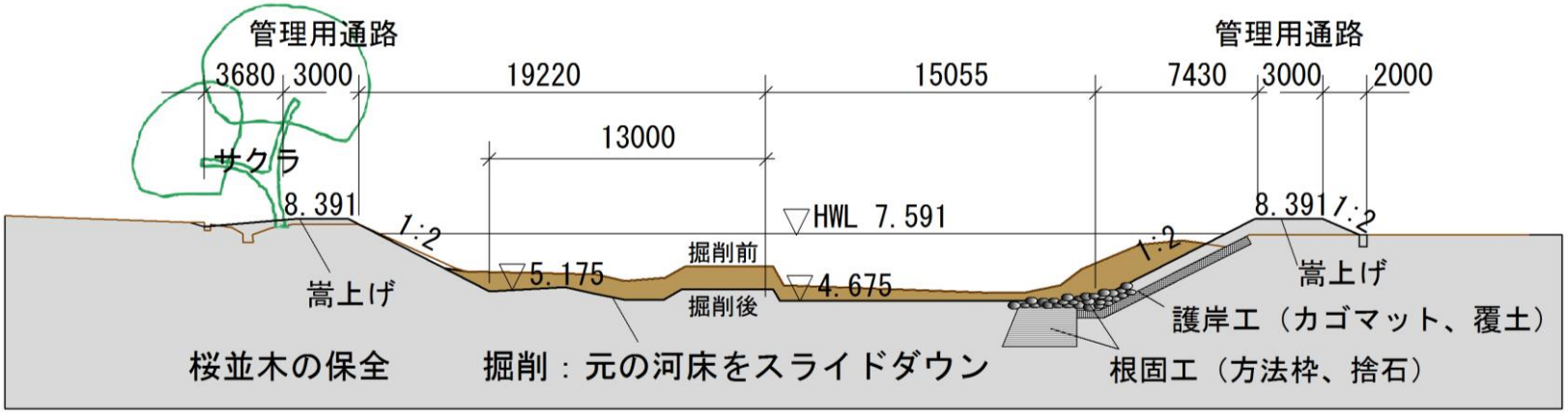

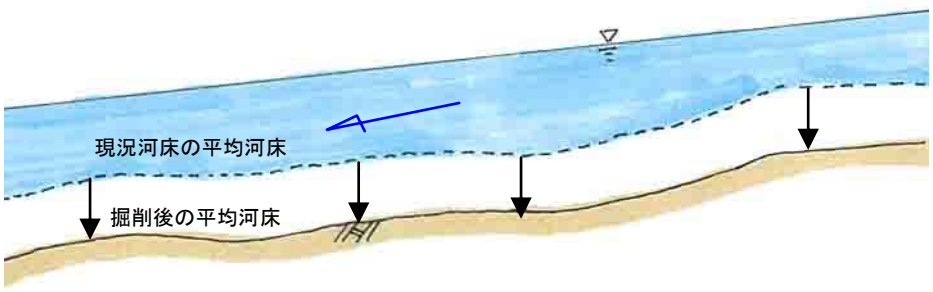

・桜並木を維持するために計画高水位を下げ、堀込み河道を維持することとした。

・河床の掘り下げは、元の河床の地形をトレースする形で設計。

・改修前の河道景観が保たれ、川の作用によって寄州等の地形が早期に回復した。

◆新潟県　塩谷川（しおだにがわ）（助成事業）

河積の拡大にあたり、河床形状をスライドダウンさせることで、掘削前のみお筋の形状を早期に回復させる。

河床全体も地形の変化や礫の配置などに工夫が見られる。

平成30年美山河 (3) 川幅の設定と横断形状の検討 P191 参照

④片岸拡幅　片岸拡幅を基本とする

環境へのダメージを小さくする

護岸整備を少なくする

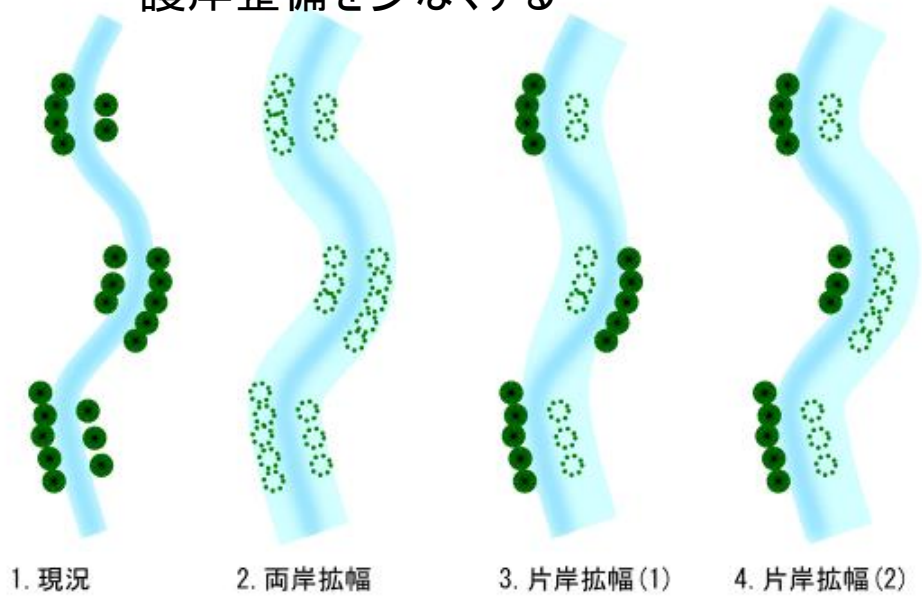

片岸拡幅する場合のポイント

①蛇行部の内岸側を拡幅する

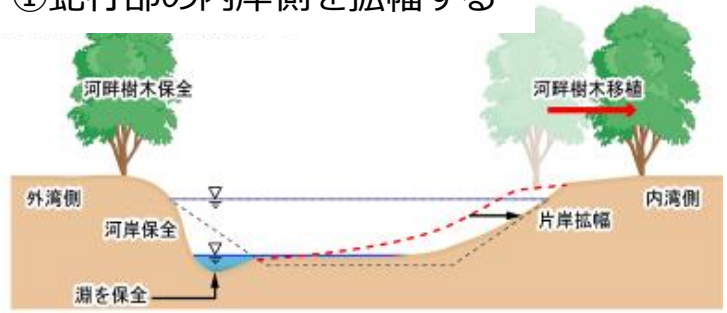

②地盤高の低い方を拡幅する

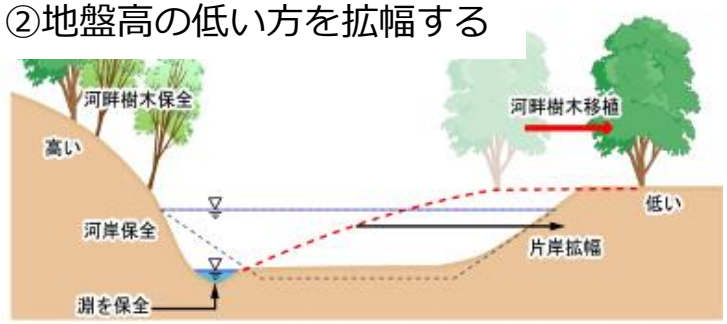

③定規断面にしない

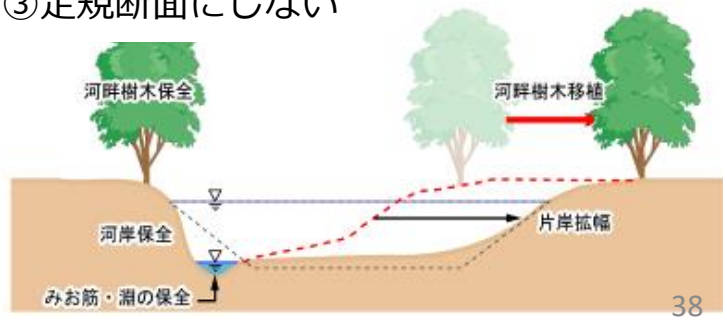

◆山口県　田万川（たまがわ）（助成事業）

谷底平野を流れる河川で、山付き部には緑陰と淵がみられ、動植物の重要な生息空間となっている。

片岸拡幅で水裏部を拡幅し、水衝部となる山側の河岸形状や河畔林を保全することで、淵も維持され元の河道形状が維持されている。そのため、水裏部に寄州が付き、より自然な河道が確保されている。

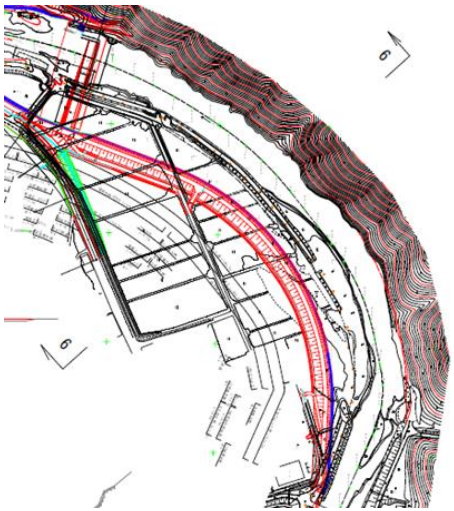

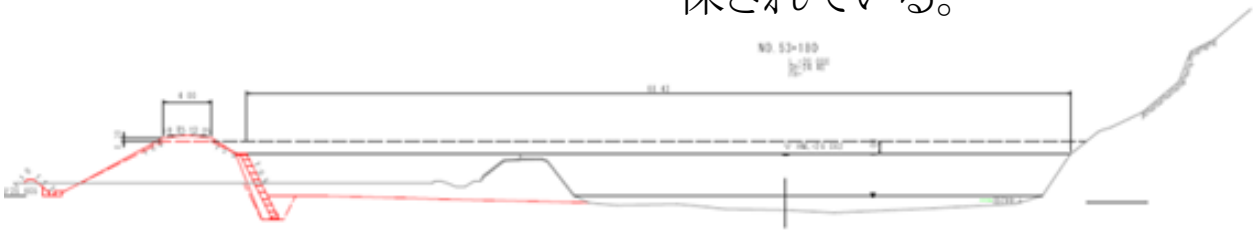

平成30年美山河 (3) 川幅の設定と横断形状の検討 P189～191 参照

⑤みお筋	拡幅する際には「みお筋」を意識する

河畔林など、河岸の自然環境が良好な場合には、それを保全するため、

みお筋を意識する

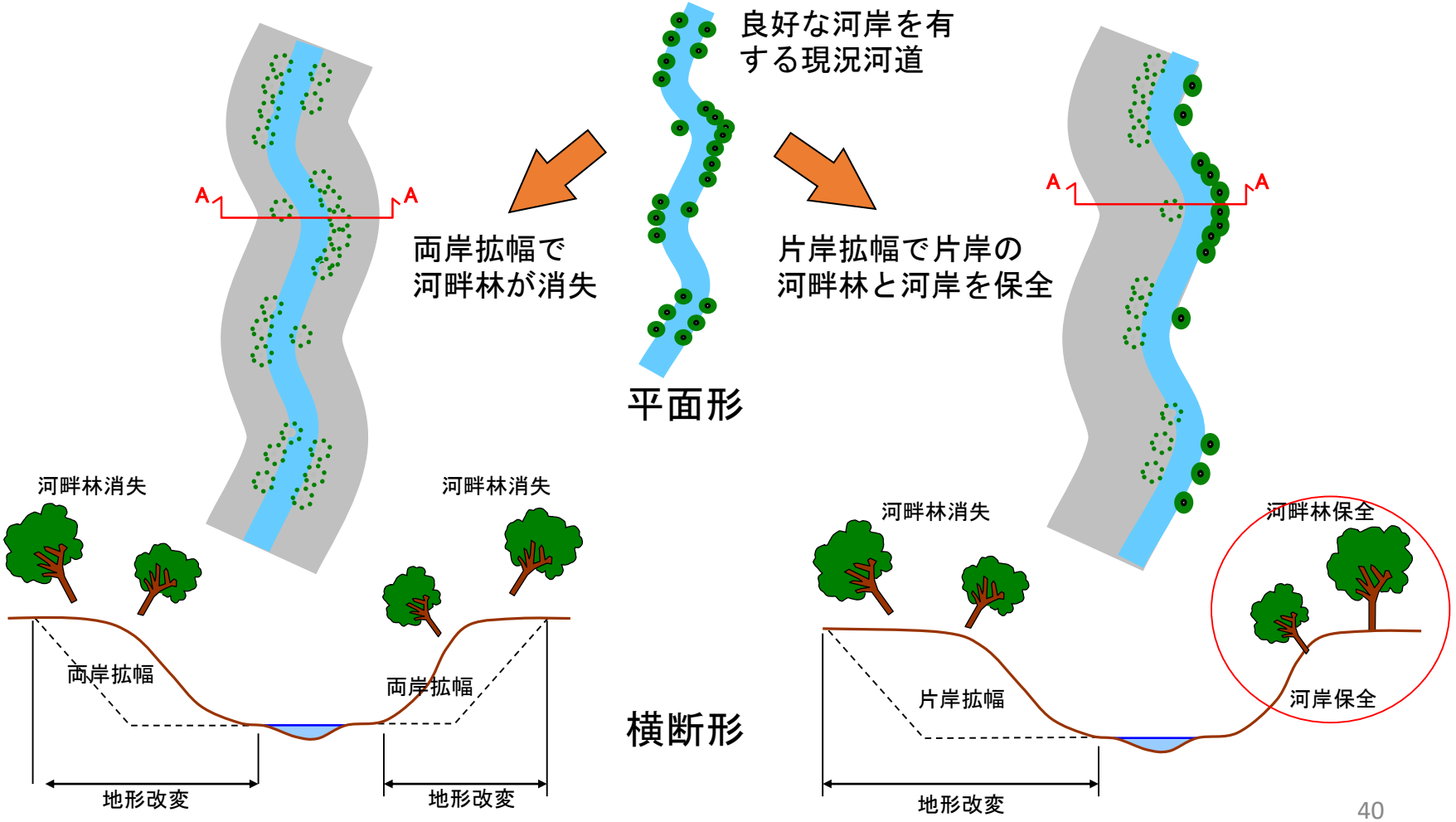

◆山口県　阿武川（あぶがわ）（関連事業）

川幅を拡幅する際に、被災前の寄州の植生帯を考慮し、澪筋幅を従前通りにしたことで、澪筋の水面幅ならびに河床の状況が維持されている。

さらに、拡幅部の水際には寄土や寄石を実施することで、寄州に植生が早期に形成され、より自然な河道が創出されている。

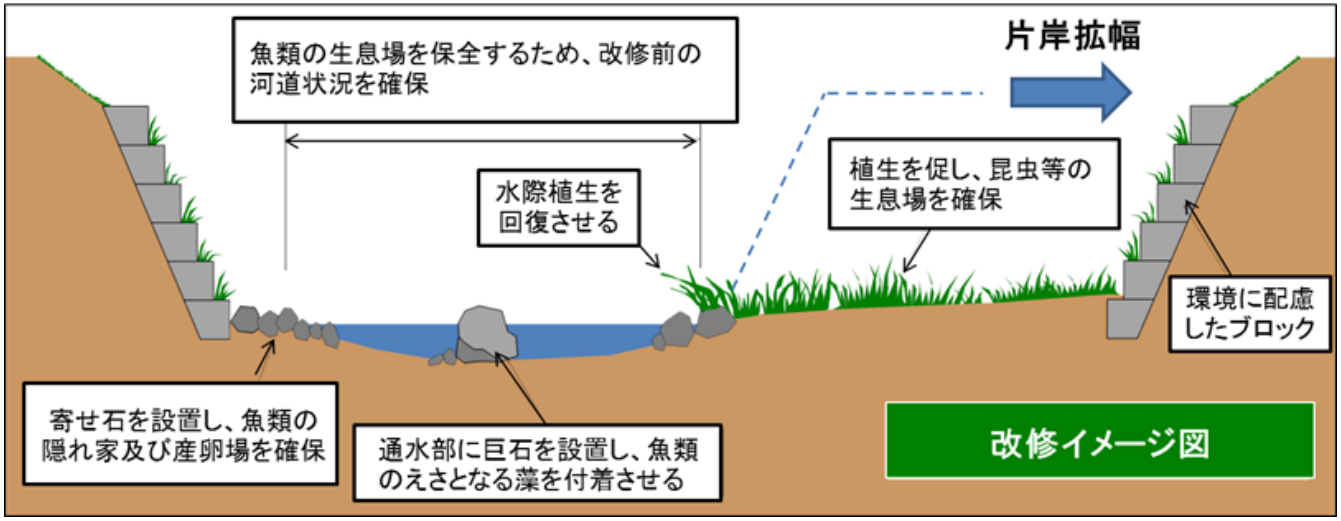

平成30年美山河 (3) 川幅の設定と横断形状の検討 P190 参照

⑥河床幅	河床幅を確保する

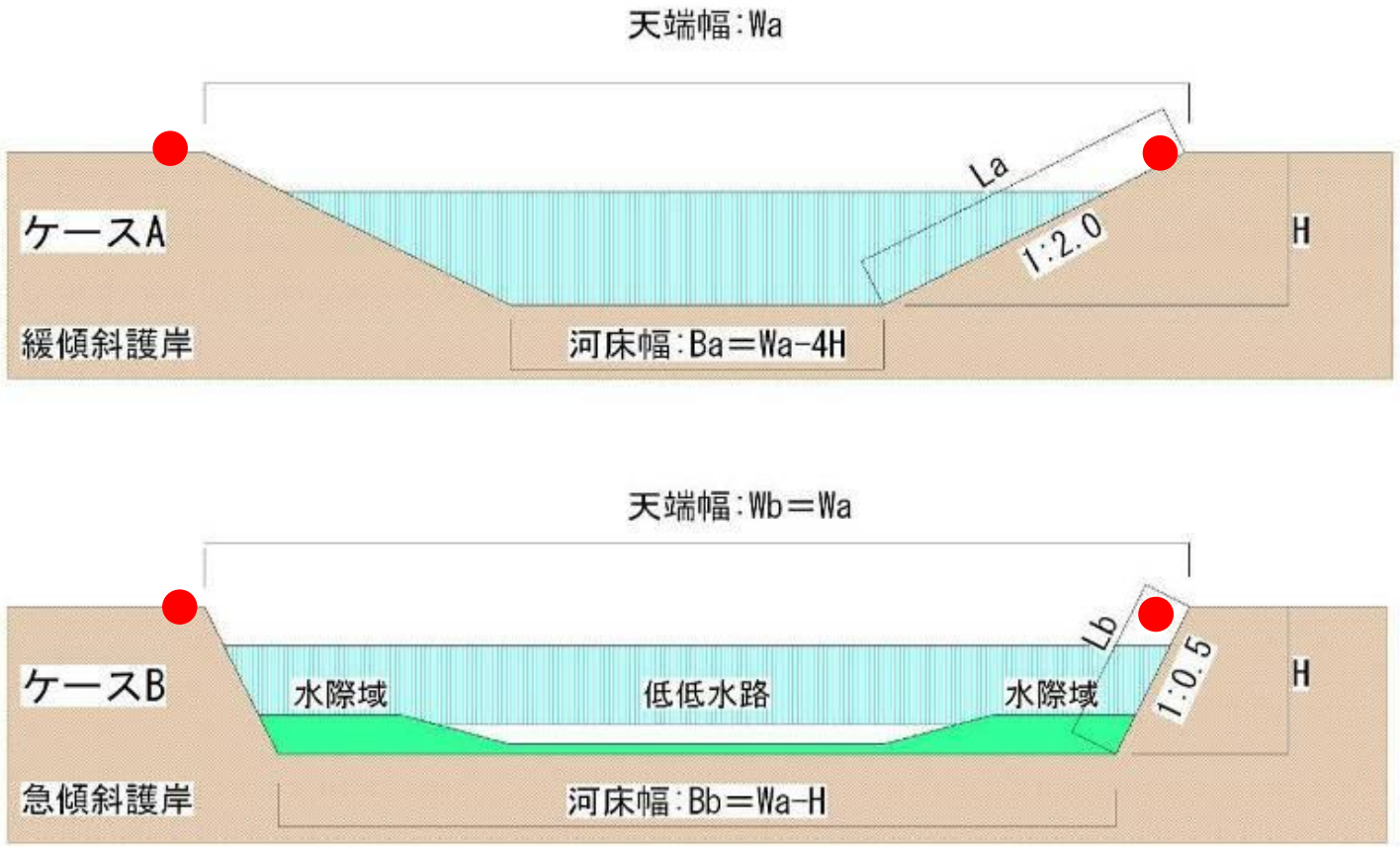

河岸を2割にして河床幅が狭くなる場合には、護岸を立てて河床幅を確保する。

◆宮崎県　丸谷川（まるだにがわ）（関連事業）

澪筋を移動させ、河道断面に余裕がある場所の空間を有効に活用している。その際、様々な地盤高に整備したことで、多様な植生帯が形成されている。

また、護岸を立ち護岸にしたことで、前面の植生帯が広く、護岸の見え面積が小さく、周囲の景観になじんだ河道に仕上がっている。

川づくりのレベルアップイメージ（改良復旧事業）

川づくりのレベルアップ（改良復旧事業）

連続的な空間活用
→連続的に自然な幅員と線形の変化を確保

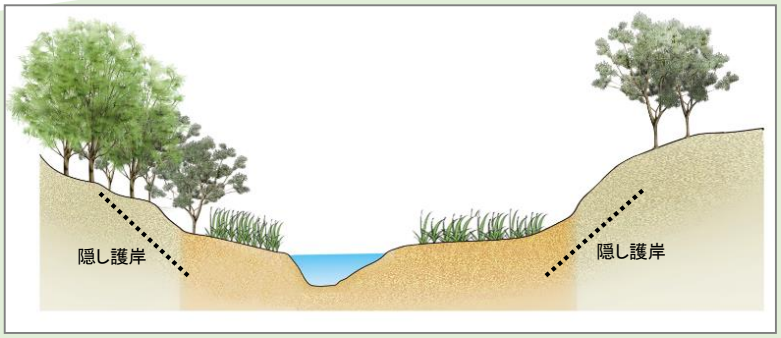

ゆとりある川幅
→緩勾配で覆土(残土処分)
（水理特性、背後地の状況、経済性も考慮）

空間活用
→旧川敷の活用や片岸拡幅を基本とした幅員と線形の変化を確保

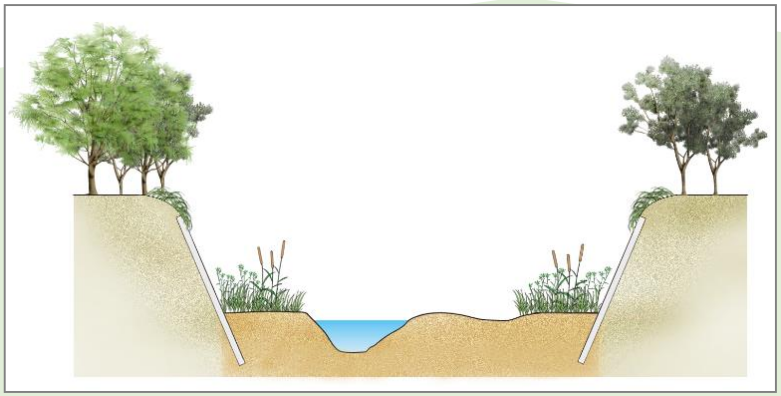

川の営みを活かす河床幅の確保
→みお筋の自由度

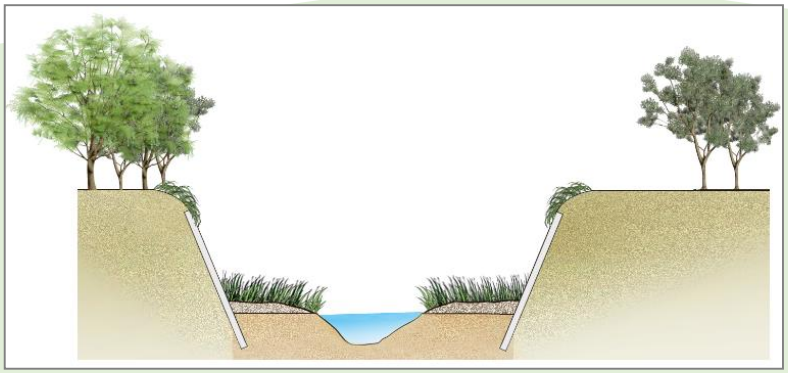

河床が固められていない
→川の営みが活かされみお筋が形成

平成30年美山河 P3 参照

多自然川づくりアドバイザー制度の活用

災害助成事業等では、一連区間の河川整備を大規模かつ短期間のうちに実施することが多くなるため、多自然川づくりに関して広範な知識を有する『多自然川づくりアドバイザー』を現地に派遣し、スムーズな災害復旧事業の展開を行う必要がある。

平成29年災
大分県小野川　河川等災害関連事業

現地踏査を行いながら、災害の事象を踏まえた多自然川づくりへの取り組みのアドバイス等を行っている。

平成29年災
新潟県西又川　河川等災害関連事業・復緊事業

災害復旧での多自然川づくりを検討するにあって、情報不足の場合には写真等から類推し、出水時の実態把握を行うことが重要であること等のアドバイスを行っている

対象事業（必須）

・河川激甚災害対策特別緊急事業＜激特＞　・河川災害復旧等関連事業緊急事業＜復緊＞
・河川等災害関連事業（一定計画に基づいて実施するもの）＜関連＞
・河川等災害復旧助成事業＜助成＞

推奨事業（必要に応じて）

災害の規模、従前の河川環境の状況等を踏まえ、以下の事業においても、必要に応じ本制度を活用することができる。

・河川等災害関連事業＜関連＞（上記対象事業（必須）に該当するものを除く）
・河川等災害復旧事業＜単災＞

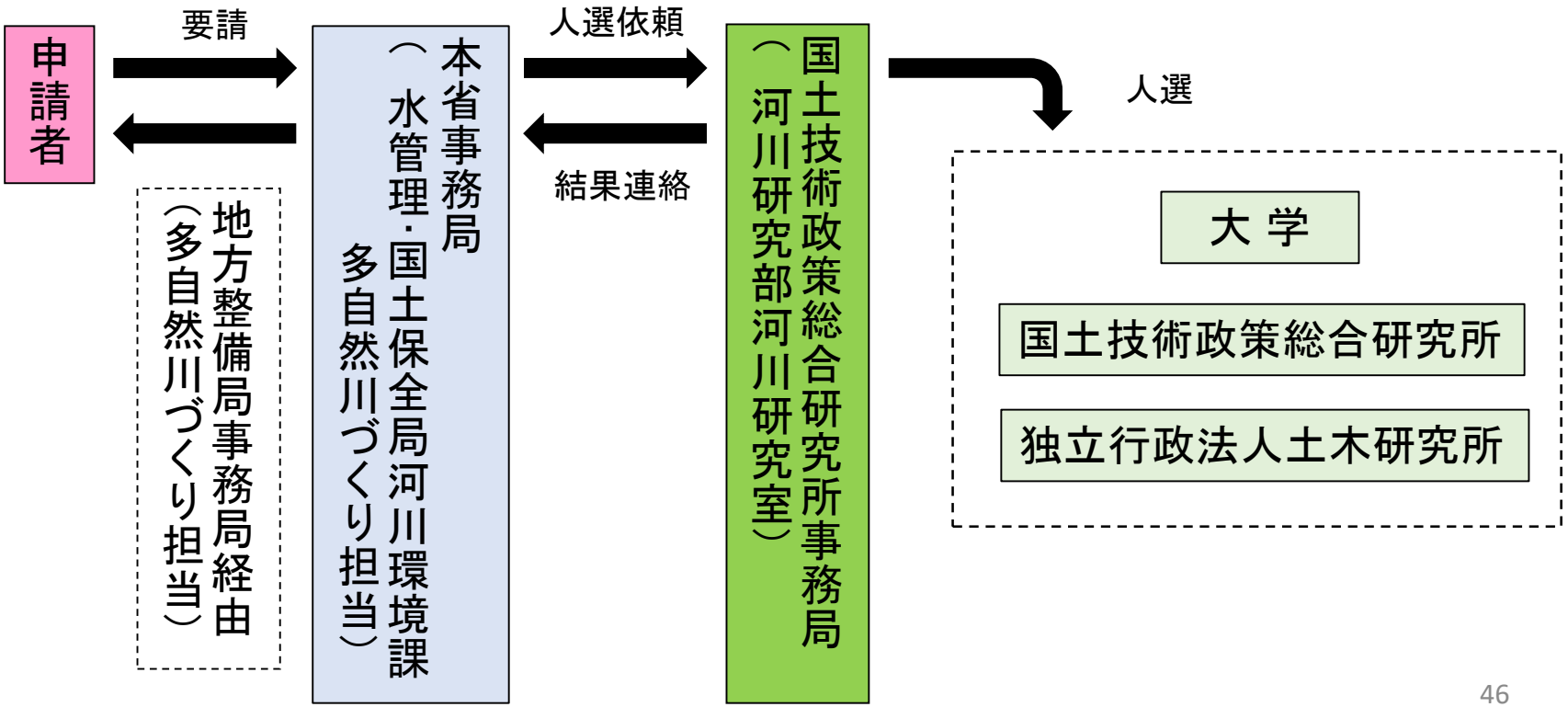

被災から災害復旧における流れとアドバイザーの動きについて

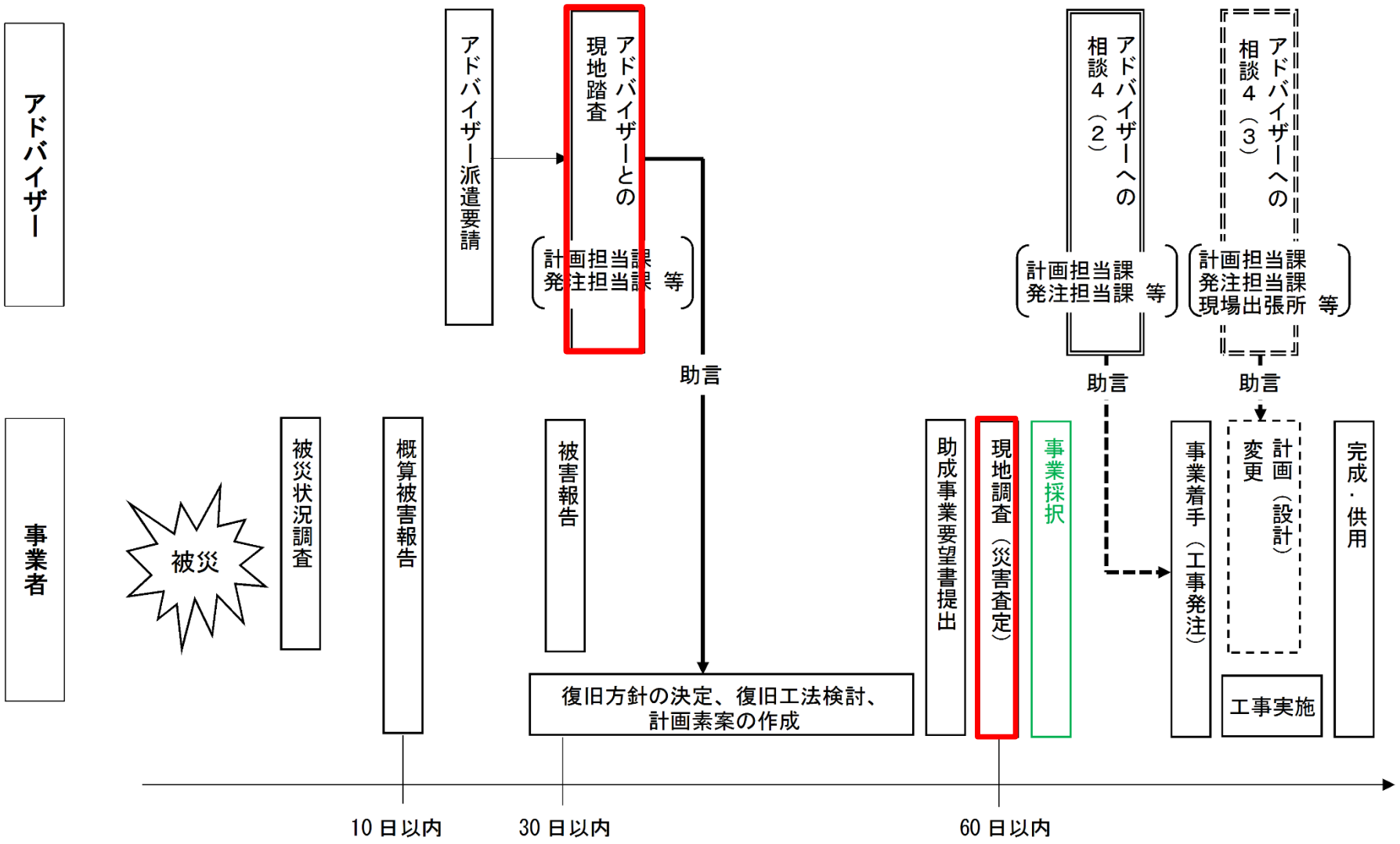

事前における資料の収集・準備が重要

例：インターネットから無料で得られる公的な公開情報等の活用

・インターネット等で公開されている地図情報や環境情報等を活用して、作業に負荷が掛らないように、日頃から準備していくことが重要となる。

地理院地図(電子国土Web)

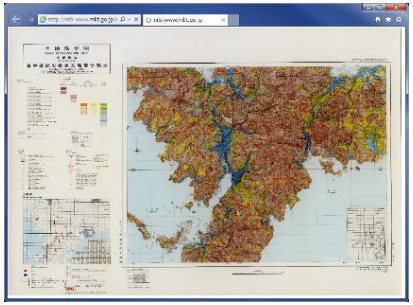

国土地図(土地分類調査・水調査)

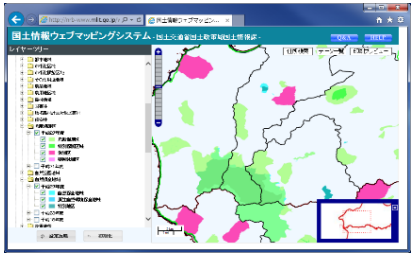

国土情報ｳｪﾌﾞﾏｯﾋﾟﾝｸﾞｼｽﾃﾑ

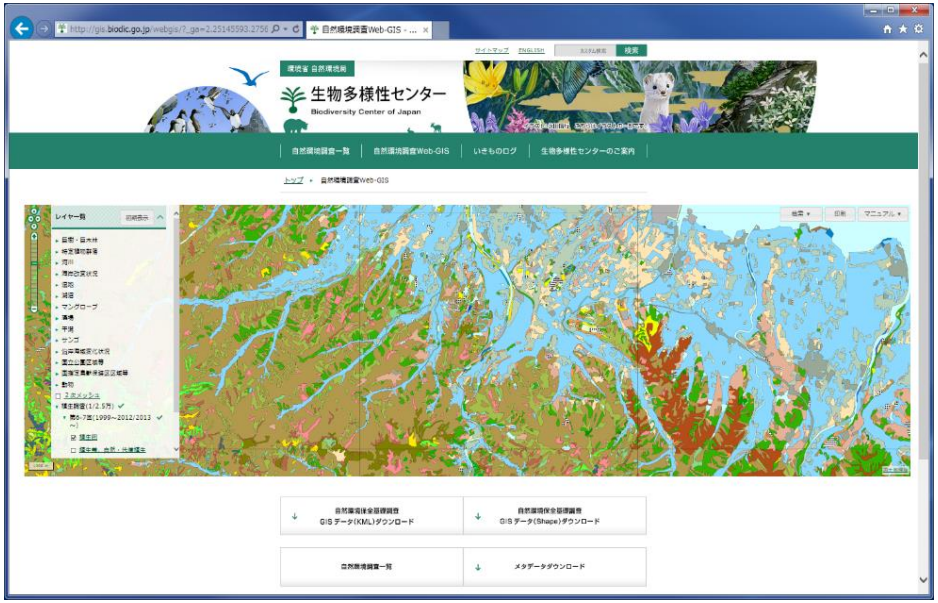

自然環境調査Web-GIS

ご静聴ありがとうございました